

日本産酒類の輸出促進連絡会議幹事会の開催について（案）

〔平成 25 年 3 月 12 日〕
〔日本産酒類の輸出促進連絡会議決定〕

- 1 クールジャパン推進の一環として、日本産酒類の輸出促進連絡会議を補佐し、國酒を始めとした日本産酒類の総合的な輸出環境整備について、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）等を踏まえ、関係府省等の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、日本産酒類の輸出促進連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官
副議長 内閣官房内閣審議官
構成員 内閣官房内閣副広報官
内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官
内閣府大臣官房企画調整課長
内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）
総務省地域力創造グループ地域自立応援課長
外務省経済局政策課長
国税庁課税部酒税課長
文化庁長官官房国際課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長
農林水産省食料産業局小売サービス課外食産業室長
経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課長
経済産業省通商政策局通商政策課長
観光庁観光地域振興部観光資源課長

- 3 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。